

平成23年6月14日

第63回通常総会議事録

社団法人 全国市有物件災害共済会

社団法人 全国市有物件災害共済会第63回通常総会議事録

1. 日 時 平成23年6月14日（火） 午後1時30分
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
日本都市センター会館 3階 コスモスホールB
3. 出席者 会員678市中637市  
(委任状提出の562市及び書面表決3市を含む。)  
※ 定足数のみならず定款の変更に必要な出席数(会員数の3分の2以上)の要件も満たしている。
4. 日 程  
開 会  
東日本大震災の犠牲者への黙とう  
理事長挨拶  
仙台市財政局理事挨拶  
議 題
  - (1) 報告第1号 平成22年度決算報告
  - (2) 報告第2号 東日本大震災等への対応について
  - (3) 議案第1号-1 東日本大震災等にかかる地震災害見舞金(特例措置)の交付総額の上限設定等について(案)
  - (4) 議案第1号-2 平成23年度事業計画案
  - (5) 議案第2号 平成23年度収支予算案
  - (6) 議案第3号 平成24年度暫定予算案
  - (7) 議案第4号 公益社団法人への移行認定申請について
  - (8) 議案第5号 公益社団法人移行認定申請における定款の変更の案について
  - (9) 議案第6号 公益社団法人移行認定申請に伴う役員の報酬等及び費用に関する基準(案)の制定について

(10) 議案第7号 公益社団法人移行認定申請に伴う総会運営基準(案)の制定について

(11) 議案第8号 公益社団法人移行認定申請に伴う「防災専門図書館規程」の廃止について

(12) 議案第9号 公益社団法人移行認定申請に伴う「支部宿泊施設助成基準」の廃止について

(13) 議案第10号 次期役員選任について

閉 会

#### 5. 東日本大震災の犠牲者への黙とう

開会に先立ち、平成23年3月に発生した東日本大震災の犠牲者に対し、全員が起立し、黙とうを捧げた。

#### 6. 理事長挨拶

開会にあたり、平松邦夫理事長(大阪市長)は、次のように挨拶をした。

挨拶

(別紙参照)

#### 7. 仙台市財政局理事挨拶

続いて、竹中仙台市財政局理事(仙台市長の代理出席者)は、次のように挨拶をした。

「仙台市財政局理事の竹中でございます。

今回の東日本大震災により大きな被害を受けた市のひとつとしてお礼を申し上げます。全国の市の皆様には、大震災にあたって、物的・人的両面から多大なご支援を受けたことに対しまして、まず何よりお礼を申し上げます。

今回の地震では、死者15,400人、行方不明者8,100人という甚大な人的被害に加えまして、判明しているだけで112,000戸の家屋が全壊、公共施設に関しまして、仙台市だけで3,500億円を超えるなど大きな被害が生じています。

そのような中で、全国各市の皆様には地震発生の直後から食料、水、毛布など、物的な支援をいただきますと共に、ライフラインの復旧、避難所の運営、罹災証明書発行など、様々な業務に対して、ご多忙の中、本当に多くの職員の派遣をいただいております。

また、全国市有物件災害共済会におかれましても、救援金をいただくと共に様々な措置を検討していただくなど、本当に感謝しております。

そのような支援のおかげもあり、ライフラインの復旧も進み、仮設住宅の建設、ガレキの撤去など、復興に向け、歩みだしている地域もございます。

来月7月には、東北地方の代表的なお祭り、青森ねぶた、秋田竿灯、盛岡さんさ、山形花笠、仙台七夕、福島わらじの6つを集結したイベントを仙台市で行うところでございます。

しかし、その一方で壊滅的な被害を受けた沿岸部では、再建の方向を議論しておりまして、住民からは『先が見えない』という声をいただいております。

今後とも市民生活の安全安心の確保に責任を持つ基礎自治体として、住民生活の再建、復旧・復興に向け努力してまいります所存でございます。

その中で、皆様方にも、またご協力やご支援をお願いすることもあろうかと思いますが、その際には、ご相談にのっていただければ幸いです。

最後に、多大なご支援・ご協力に対する心からのお礼を改めて申し上げます。また、ご挨拶とさせていただきます。」

## 8. 議事の要領

平松理事長は、議長としてこれより議事に入る旨を宣言し、議事録署名者に阿部孝夫理事（川崎市長）を指名。

続いて、本日は審議する議案が多数あるため、ポイントを絞った簡潔な説明となることに了承を求めた。

平松議長は、報告第1号「平成22年度決算報告」を上程し、常務理事の説明を求めた。

---

### 報告第1号 平成22年度決算報告

---

岡本雅博常務理事は、報告第1号について大要次のように説明した。

「ただ今、案件となりました報告第1号『平成22年度決算報告』につきまして、お手許の『平成22年度決算の大要』により、ご説明申し上げます。

はじめに、会員の状況ですが、全国786市のうち678市のご加入をいただいております。

次に、事業の概況につきまして、ポイントを絞ってご説明申し上げます。

この大要では、金額については、千円単位としております。

まず、共済事業ですが、建物総合損害共済の契約件数は、前年度に比べ、2.4%、解約による返戻金を差し引きました実質収納分担金額は、1.4%、それぞれ増加しました。

これに対しまして、共済金の支払件数は、前年度に比べ12.2%増加しましたが、支払金額は30.7%の大幅な減少となった結果、損害率は、前年度に比べ21.3ポイント低下しました。

支払件数が増加しているにも関わらず金額が大幅に減少した主な原因は、前年度に、1件の災害共済金が11億4,200万円余、9億9,100万円余と、本会創立以来、最高額となるお支払いが複数あったためでございます。

また、年度末現在、すでに事故が発生しているものの、年度内に支払いに至らなかった共済金額を見積もりました支払備金については、東日本大震災等に対する現行規程による地震災害見舞金の交付限度額等を計上した結果、前年度に比べ、61.8%増加しました。

次に、自動車損害共済ですが、契約台数は、前年度に比べ、0.9%、実質収納分担金額は、1.0%、それぞれ増加しました。

これに対し、共済金の支払件数は、前年度に比べ、9.7%、支払金額は19.5%、それぞれ増加した結果、損害率は、前年度に比べ、10.4ポイント上昇しました。

また、支払備金は、前年度に比べ、12.5%増加しました。

なお、建物・自動車、両共済を合計いたしますと、前年度に比へまして実質収納分担金額は1.3%の増加、共済金の支払いでは、件数で10.3%の増加、金額では15.3%の減少となり、損害率は10.4ポイントの低下となりました。

また、支払備金は、前年度に比べ、50.7%の増加となりました。

次に、その他の事業について、ご説明申し上げます。

還元融資事業でございますが、当期融資額は、前年度に比べ、17.5%増の97億2,460万円となりました。この結果、期末の融資残額は473億7,177万3千円となりました。

次に、日本都市センター会館につきましては、会議室、客室及び貸室の、それぞれの稼働率及び宿泊客数を記載しておりますが、特に貸室については27市の東京事務所等にご入居いただき、100%の稼働率となりました。

なお、今年度の日本都市センター会館としての収支差額は、5億1,184万3千円となりました。

す。 防災専門図書館でございますが、平成 22 年度末の蔵書数は 14 万 9,536 冊で、ホームページへのアクセス件数は 8,501 件となりました。

べ、 協助金でございますが、全国市長会等、4 団体に対し、協定書に基づき、 所定の額を交付いたしました。

%、 道路賠償責任保険取扱業務並びに自動車損害賠償責任保険代理店業務は、 各々記載のとおり手数料収入となっております。

しま 以上が事業の概況でございます。

年度 次に、資産の状況でございます。

因は、 資産については、流動資産が、現金預金等、及び短期有価証券などの短 期債権の合計で、220 億 7,087 万 9 千円、固定資産が、退職給付引当資産等 の特定資産及び会館資産等に加え、長期有価証券及び償還期限が 1 年を超 える還元融資金等を併せまして、692 億 4,573 万 6 千円となり、資産合 計は 913 億 1,661 万 6 千円となりました。

と、 また、負債については、流動負債の主なものは、支払備金、責任準備金、 異常危険準備金など共済事業に係る準備金でございます。合計で 247 億 2,250 万 3 千円となり、これに退職給付引当金を合わせた負債合計は 255 億 8,709 万 7 千円となり、前年度に比べ 30 億 89 万 1 千円増加しました。

、 払い 本大 この結果、期末の正味財産合計額は、657 億 2,951 万 9 千円となりました。

した 次は 1 実質 は 1 正味財産の増減でございます。正味財産増減計算は、企業会計の 損益計算にあたるものでございます。

ト上 經常収益は、131 億 2,163 万 3 千円となり、前年度に比べ、12 億 6,833 万 8 千円の減少となりました。

して %の 対し 対しまして、經常費用は、131 億 9,713 万 8 千円となり、前年度 に比べ 16 億 1,288 万 6 千円の増加となりました。

なり この結果、当期正味財産増減額は 7,705 万円の減少となりました。

次に、収支の状況につきまして、ご説明申し上げます。

5%増 収入支出の総額でございますが、収入の部の予算額 232 億 9,296 万 7 千 円に對しまして、決算額は、231 億 6,258 万 6 千円となりました。

7,177 一方、支出の部では、支出合計が予算額 355 億 5,212 万 8 千円に對しま して、決算額は、234 億 230 万円となっております。

の、 予 算 額 と の 差 額 の 主 な も の は 、 災 害 共 済 金 33 億 円 余 、 還 元 融 資 金 支 出 11 億 円 余 、 長 期 有 価 証 券 取 得 支 出 66 億 円 余 で ざ い ま す 。 ま た 、 今 期 は 予 備 費 の 流 用 が ざ い ま す が 、 こ れ は 東 日 本 大 震 災 の 被 災 市 に 対 す る 災 害 見 舞 金 を 計 上 し た た め で あ り ま す 。

1,184 この結果、当期の収支差額は、マイナス 2 億 3,971 万 4 千円となり、前

期繰越収支差額の134億5,016万1千円を加えました次期繰越収支差額は、132億1,044万7千円となりました。

なお、この平成22年度の決算につきましては、東陽監査法人による会計監査を受け、財務諸表、収支計算書などの書類が適正に表示されている旨の監査報告を、去る4月28日付で頂いております。」

以上、『平成22年度決算』につきまして、その大要をご説明申し上げます。」と説明報告。

平松議長は、「ただ今ご説明申し上げました『平成22年度決算報告』の監査につきましては、去る5月17日に掛川市役所において松井三郎監事(掛川市長)、5月23日に本会役員室において東村新一監事(福井市長)、5月27日に宇都宮市役所市役所において佐藤栄一監事(宇都宮市長)、6月2日に近江八幡市役所において富士谷英正監事(近江八幡市長)と、それぞれ監事の監査を受けた。」と報告し、「ただ今説明した『平成22年度決算報告』について、質疑はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が3票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第20条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、報告第2号「東日本大震災等への対応について」を上程し、常務理事の説明を求めた。

---

## 報告第2号 東日本大震災等への対応について

---

岡本常務理事は、報告第2号について、次のように説明した。

「それでは、報告第2号『東日本大震災等への対応』につきまして、ご説明申し上げます。

まず、このたびの東日本大震災により、亡くなられた方々のご冥福を、心からお祈り申し上げますとともに、甚大な被害に遭われた市民の皆様をはじめ各市に対し、心からお見舞い申し上げます。

大震災への対応につきまして、3月23日に平松理事長、3月25日に理事長職務代理者である阿部 川崎市長にお諮りしましたところ、『共済会は、

額は、  
る会計  
いる旨  
上げま  
の監査  
市長)、  
宇都宮  
市役所  
れた。」  
いか。」  
よる採  
書面に  
者が賛  
から、  
務理事  
て、ご  
福を、  
香様を  
に理事  
会は、

まさにこのような災害に対応するための団体である。經常事業を確実に進めるための資金を確保したうえで、「でき得る限り」の対応の検討』指示がありました。この指示に基づきまして、以下の施策について検討を行ってまいりました。

まず1点目として、当面の救援事業等の一助としてお役立ていただけるよう、表でお示ししておりますように、災害救助法が適用された各市及び各県の市長会に対しまして、総額で9,850万円となる『緊急救援金』をお届けしました。

なお、高額になりましたが、義援金的な性格を有するものでありますため、理事長において急決に専決させていただきましたので、本総会において、ご承認いただきたいと存じます。

次に2点目として、地震災害見舞金に関しまして、現行制度に基づくものに加え、特例措置に基づくものを合わせて交付するよう、検討いたしております。

本会ではこれまでも、共済事業において、てん補の対象となっていない地震による損害に対し、『地震災害見舞金』を設け実施してまいりました。これは、1件当りは共済責任額の15%を、1年度内の総額は、前年度末における共済会の正味財産額の5%を限度とするもので、平成22年度においては、32億9千2百万円となります。

しかしながら、今般の震災による被災が広範かつ極めて甚大であることを勘案しますと、施設の復興等に対する国庫補助等による資金援助がなされてもなお、財源が必要とされますことから、本会といたしまして、經常事業を円滑に実施するための資金を確保いたしましたうえで、本会として『でき得る限り』の対応を行いますため、地震災害見舞金の『特例措置』を交付したいと考えております。

この件につきましては、『議案第1号-1 東日本大震災等にかかる地震災害見舞金(特例措置)の交付総額の上限設定等について』におきまして、改めてご説明申し上げます。

3点目は、まずは巨大津波等により、極めて甚大な被害を受けられた共済委託市等に対しまして、平成23年度共済基金分担金(建物・自動車とも)に関し、免除等の特例措置を検討しております。

4点目は、還元融資金の平成23年度における償還につきまして、国における動向を十分踏まえながら、特別措置を検討しております。

いずれにいたしましても、さらに検討を深め、理事会のご承認を得たうえで実施してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



なお大震災の発生当日、いわゆる『帰宅困難』とされた方々に対し、都市センターホテルによる支援対応を行いましたほか、現在、財団法人日本都市センター、ホテルともども義援金の募集を継続しております。

以上、『東日本大震災等への対応』につきまして、ご説明申し上げます。」と報告説明。

平松議長は、「ただ今説明した『東日本大震災等への対応』について、質疑はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が 3 票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第 20 条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、議案第 1 号-1「東日本大震災等にかかる地震災害見舞金（特例措置）の交付総額の上限設定等について」を上程し、常務理事の説明を求めた。

---

#### 議案第 1 号-1 東日本大震災等にかかる地震見舞金（特例措置） の交付総額の上限設定等について

---

岡本常務理事は、議案第 1 号-1 について、次のように説明した。

「ただ今上程されました議案第 1 号-1『東日本大震災等にかかる地震災害見舞金（特例措置）の交付総額の上限設定等について』を、ご説明申し上げます。

先程、報告第 2 号でも説明いたしました但、東日本大震災におきましては、被災された本会の共済委託各市が多数にのぼりますうえ、巨大津波による災害も相まって、これまででない甚大な被害となっておりますことから、本会における現行の『地震災害見舞金規程』に基づく見舞金のみでは、被災された各市にとって、きわめて低額なものになるのではないかと考えております。

そこで、本会の経常事業の継続実施を図るうえにおきまして、必要な資金を確保いたしましたうえで、地震災害見舞金規程が制定されました昭和 55 年 7 月以来、唯一、見舞金の交付限度を超えるケースとなりました、平成 7 年 1 月に発生しました阪神淡路大震災における実質平均交付率（約

4.1%)を目安としながら、特例措置としての地震災害見舞金の加算交付を検討した次第であります。

現時点では東日本大震災による各共済委託市の被害総額は不詳ですが、参考資料1にありますように、阪神淡路大震災における状況を参考にしながら、今回の震災発生後、早い段階のものではありますが、想定被害総額を算出いたしました。

一方、本会経常事業の継続実施を図ってまいりますため、本特例措置の財源につきまして検討いたしましたものが、参考資料2の表であります。この表にありますように、119億円を特例措置としての地震災害見舞金の財源に充て得るものと考えております。

このことから、参考資料1に戻っていただき、先程の想定被害総額に当てはめていただきますと、阪神淡路大震災時の実質平均交付率を、一定、意識したものとなるのではないかと考えております。

なお、実際の交付に際しましては、全ての損害額を把握する必要がございますが、被災された共済委託市におかれましては、それぞれのご事情から、早期の『内払い』を必要とされる場合も想定し、1億円を限度として対応してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、今後、被害状況の把握等の実務作業に際しましても、被災された共済委託市のご負担とならぬよう、また、交付方法、時期等につきましても、被災された共済委託市における状況を十分に勘案いたしましたうえで、より効果的なものとなりますよう検討を進め、理事会のご承認をいただき、時期を失することの無いよう実施してまいります。

以上、『東日本大震災等にかかる地震災害見舞金（特例措置）の交付総額の上限設定等について』は、平成23年度予算に計上する必要がありますので、予算案に先立ちご説明申し上げました。何卒、宜しくご審議賜わりますよう、お願い申し上げます。」と提案説明。

平松議長は、「ただ今説明した『東日本大震災等にかかる地震災害見舞金（特例措置）の交付総額の上限設定等について』について、質疑又は意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が3票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第20条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、議案第1号-2「平成23年度事業計画案」及び議案第2号「平成23年度収支予算案」を一括上程し、常務理事の説明を求めた。

---

議案第1号-2 平成23年度事業計画案

議案第2号 平成23年度収支予算案

---

岡本常務理事は、上程された2件の議案について、大要次のように説明した。「それでは、議案第1号-2『平成23年度事業計画案』につきまして、お手許の『平成23年度事業計画案』により、ご説明申し上げます。

本会をご案内のように、地方自治法第263条の2の規定に基づき、全国各市の委託を受け、市の所有する財産の損害に対します相互救済事業を中心とした事業を行っております。

本年度はとりわけ、新公益法人制度に基づく公益社団法人への移行申請手続きを進めますため、諸課題等を確実に整理いたしますとともに、本年3月に発生した東日本大震災により被災された共済委託市をはじめ、市民の皆様方の一日も早い復興の一助を担えるような施策に関し、全ての事業において検討を進めてまいります。

なお、本年度は、公益社団法人への移行に向けた準備期間でありますため、事業計画案につきましても、変更後の定款案に相当する事業区分に従い、記載しております。

1の『市有財産の損害に対する相互救済事業』でございますが、建物総合損害共済につきましては、今年度より一般物件及び住宅物件にかかる分担金基率の引き下げを実施いたしました。

この結果、建物分担金収入は、前年度実績に対し19.6%減の49億5,210万円を見込んでおります。

自動車総合損害共済につきましては、来年度に向け車両、対物、対人の契約間及び車種間における損害率較差是正のため、分担金基率の改正（引き下げ）を検討いたします

なお、自動車分担金収入は、31億5,070万円を見込んでおります。

また、このたびの東日本大震災等により被災された共済委託市に対し、地震災害見舞金規程に基づく交付限度額である32億9,200万円をお支払いすること

23 年

に加え、特例措置の地震災害見舞金のお支払いを予定しております。

次に 2 の『防災に係る調査研究及び普及啓発事業』でございますが、ごみ処理施設等の効果的な事故予防策、及び事故発生時の対応策などに関する調査研究を実施いたします。

また、建物総合損害共済において支払件数の増加が顕著な落雷事故に関しまして被害軽減策の調査研究も実施いたします。

次に 3 の『還元融資事業』でございますが、低廉な利率で市の事業資金を提供し、できる限り多くの市にご活用いただきますよう、利用促進に努めてまいります。

なお、本年度の融資総額は、還元融資規程に基づくと 115 億 7,230 万円となりますところ、東日本大震災等を考慮し、昨年度融資実績の 97 億 2,460 万円といたします。

また、変更後の定款におきましては、『消防・防災施設整備事業等資金融資事業』に名称を変更し、規定することといたしております。

次に 4 の『防災専門図書館事業』でございますが、防災関係の図書及び資料につきましては、引き続き防災対策に役立つ、より有益なものを選定し収集するとともに、そのデータを蔵書検索システムに登録して、全国の各市をはじめ多くの皆様方にご活用いただけますよう努めてまいります。

また、このたびの東日本大震災に際し、例えば『廃棄物処理』といった項目のように、震災の対応等にご活用いただきやすいテーマごとに蔵書のリストを作成するなどして、復旧・復興に関する情報収集にお役立ていただけるよう、サービスを展開してまいります。

次に 5 の『防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業』でございますが、このたびの東日本大震災による甚大かつ広範な被害に接し、災害の防止、軽減のための対策が公共性、公益性の面から重要であることを再認識し、都市の災害防止の推進に努めてまいります。

財団法人日本都市センター等との共同主催で、『第 13 回都市防災推進セミナー』を本年 11 月に日本都市センター会館で、総務省消防庁などの後援を得て、『第 5 回耐震グランプリ』をテーマとして開催いたします。

全国都市の市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的としている全国市長会及び全国市議会議長会に対し、その調査研究及び刊行部門に協助するため、本年度も協助金交付に関する協定に基づき、それ

ぞれ所定額を交付いたします。

また、地域主権の確立と地方の自立・再生を進める様々な調査研究、政策提言等を実施している財団法人日本都市センターに対し、都市問題研究等の調査研究事業助成金を交付いたします。

財団法人日本消防協会の実施する『安全・安心の地域づくりに資する消防団活動情報提供事業』及び財団法人日本防火協会の実施する『少年消防クラブ活性化推進事業』に対しまして、都市の災害防止に関する事業への協賛として昨年度に引き続き、協助金交付に関する協定書に基づき、それぞれ所定額を交付いたします。

次に6の『日本都市センター会館事業』でございますが、平成24年度からの本会自らによる会館運営管理の実施に向け、さらなる効率的な会館の維持管理方策の検討を行いますとともに、都市関係者の利用促進を図ってまいります。

最後に7の『全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業』でございますが、道路賠償責任保険取扱業務及び自動車損害賠償責任保険代理店業務を実施いたします。

以上が『平成23年度事業計画案』でございます。

引き続きまして、議案第2号『平成23年度収支予算案』につきまして、お手許の『平成23年度収支予算案の大要』により、そのポイントをご説明申し上げます。

平成23年度予算では、新公益法人に求められる遊休財産の保有制限に適合させるため、必要な改定を行うために資産の繰入れや取崩しを実施いたします。

1ページにあります、収入支出の総額が、前年度予算額に比べ、共に400億円以上増加している主な原因となっております。

具体的には、還元融資金をその他固定資産から特定資産にするなどにより、投資活動収入計が、約428億円、投資活動支出計が、約300億円、それぞれ前年度予算から増加しております。

また、平成23年度より、公益認定申請の準備のため、勘定科目の体系を見直し、これまで管理費1本で処理しておりました人件費等の経費科目を事業費と管理費に割り振りました。

なお、比較の対象となる前年度の予算額につきましては、可能な限り新しい科目体系に置き換えて表記しております。

2ページには、共済事業をはじめとする本会の事業活動によって生じる収支の状況をあらわす、事業活動収支の部の主要な科目につきまして記載され

ておりますが、前年度予算に比べ大きく変動した科目につきまして、ご説明申し上げます。

収入予算の、建物分担金収入の予算額は、49億5,210万円で、前年度予算額に比べ、11億546万円、減少しております。

この主な原因は、建物分担金基率を約20%引き下げたことによるものです。

次に支出予算の、建物共済金支出の予算額は、42億1,000万円で、前年度予算額に比べ、16億100万円の減少、次の自動車共済金支出の予算額は、22億600万円で、前年度予算額に比べ、3億2,300万円、減少しております。

予算額が大きく減少した原因は、公益法人移行認定申請に伴い、共済金支出の計上方法を見直したことによるものです。

具体的には、過去数年間の共済金支払い実績を基に計上する方法から、実質収納分担金の収入見込みに対して一定の損害率を見込む方法に変更しました。

建物は損害率85%相当額を、自動車は損害率70%相当額を、支出予算に計上いたしました。

なお、災害の多発により、災害共済金支出の予算額に不足を生じる場合は、定款施行細則に基づき必要な補正を行い対処することになっております。

地震災害見舞金支出は、平成21年発生 of 駿河湾を震源とする地震の被災市に対する未請求分と、今年3月11日に発生した東日本大震災に対する通常算定分32億9,200万円のほか、特別措置分119億円を含め、合計151億9,200万円を計上しております。

表の(管理費相当分)でございますが、昨年度までの管理費のうち、今年度から採用する会計区分で事業費支出に属する分をご参考に表記してございまして、本支部合わせまして14億4,887万3千円となります。

次の管理費支出は、事業費支出に属さない一般管理経費でございまして、2億9,949万1千円を計上しております。この両者を合計したものが従来の管理費でございまして、合計いたしますと前年度に比べ、6,648万4千円減少しております。

次に、特定資産及び固定資産等の増減に伴う収支の状況をあらわす、投資活動収支の部の主要な科目につきまして記載されておりますが、前年度予算に比べ大きく変動した科目につきまして、ご説明申し上げます。

その他固定資産取崩収入の還元融資金取崩収入は、還元融資金を特定資産へ振り替えるために会計上必要となる通過勘定でございまして、

長期有価証券売却収入は保有債券の23年度満期償還分に加え、東日本大震災への地震災害見舞金特例措置分へ充てるための資産が不足した場合の

売却分として、合計 56 億 8,652 万 2 千円を計上しております。

還元融資資産取得支出は、還元融資金を特定資産化するための処理でございます。先ほどご説明いたしました還元融資金取崩収入に、今年度に融資可能な額を加えた額を計上しております。

なお、今年度は、特例措置を含めた、地震災害見舞金の支出があることから、長期有価証券取得支出の計上を見送っております。

以上、『平成 23 年度事業計画(案)』及び『平成 23 年度収支予算(案)』につきまして、ご説明申し上げました。何卒、宜しくご審議賜われますよう、お願い申し上げます。」と提案説明。

平松議長は、「ただ今説明した『平成 23 年度事業計画案』及び『収支予算案』について、質疑又は意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、まず議案第 1 号-2 について、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が 3 票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第 20 条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

続いて、議案第 2 号について、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が 3 票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第 20 条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、平松議長は、議案第 3 号「平成 24 年度暫定予算案」を上程し、常務理事の説明を求めた。

---

### 議案第 3 号 平成 24 年度暫定予算案

---

岡本常務理事は、議案第 3 号について、次のように説明した。

「ただ今上程されました議案第 3 号『平成 24 年度暫定予算案』につきまして、ご説明申し上げます。

この暫定予算案は、平成 24 年 4 月 1 日に、公益社団法人へ移行した場合、公益移行後の理事会で、速やかに平成 24 年度予算を決定する必要がありますが、

当該予算成立までの間、必要となるものでございます。

暫定予算の作成要領は、平成 24 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間について、収入については過去の実績を考慮して、支出については、災害共済金支出をはじめとする事業費支出は過去の実績を考慮して、管理費支出は経常的義務的経費を計上しております。

はじめに事業活動収入ですが、特定資産運用収入としまして、1,032 万 2 千円を計上しております。

次に実質収納分担金収入ですが、建物分担金収入は 39 億 6,168 万円を、自動車分担金収入は 25 億 2,056 万円を、それぞれ過去の実績を考慮し計上しております。

これに、実質損害平衡負担金収入、受取利息収入、受取手数料収入及び雑収入を加えました、事業活動収入の合計は 65 億 4,538 万 2 千円でございます。

続いて事業活動支出ですが、災害共済金支出のうち、建物共済金支出は 21 億 500 万円を、自動車共済金支出は 11 億 300 万円を、それぞれ過去の実績を考慮して計上しております。

以下、損害調査等費用支出、地震災害見舞金支出、普及費支出、会館運営費支出及び防災専門図書館費支出は過去の実績や支出見込み額等をそれぞれ計上しております。

次に、協助金支出は上半期分として、全国市長会へ 3,500 万円、全国市議会議長会へ 1,750 万円、日本消防協会へ 1,000 万円、日本防火協会へ 1,500 万円を、助成金支出は、財団法人日本都市センターに対し 1 億 2,000 万円を、それぞれの協定書に基づいて計上しております。

これに、事業費に該当する事務経費を加えた、事業費支出の合計額は、54 億 1,489 万 5 千円でございます。

次に、管理費支出は、事業費に該当しない事務経費で、それぞれ必要最小限の経常的義務的経費を計上しております。

その結果、事業活動支出は、合計 54 億 8,821 万 8 千円でございます。

投資活動収支については、本予算決定前であることから、差入保証金及び職員貸付金に係る収入と支出を計上しております。

以上、『平成 24 年度暫定予算(案)』につきまして、ご説明申し上げます。何卒、宜しくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。」と提案説明。

平松議長は、「ただ今説明した『平成 24 年度暫定予算案』について、質疑、



意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は、「質疑等がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が 3 票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第 20 条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、平松議長は、議案第 4 号「公益社団法人への移行認定申請について」を上程し、常務理事の説明を求めた。

---

#### 議案第 4 号 公益社団法人への移行認定申請について

---

岡本常務理事は、議案第 4 号について、次のように説明した。

「それでは、議案第 4 号の『公益社団法人への移行認定申請』につきまして、ご説明申し上げます。

この議案は、本会として公益社団法人への移行認定申請を行う旨の意思決定を行うものでございます。

公益社団法人への移行認定を受けるためには、移行申請を行いました後、行政庁の審査の結果、関係法令で定める公益認定基準を満たしていると認められる必要があり、この間、本会に公益移行のためのプロジェクトチームを設置し、公益法人改革に造詣の深い弁護士や公認会計士の助言・教示を踏まえながら、公益認定基準の適合要件に合致するよう検討してまいりました。

本日、その方針をお示し申し上げ、移行認定申請の意思決定をお諮りいたします。

『移行認定申請にあたっての基本方針』をご覧ください。大きな 1 点目として公益社団法人へ移行した場合には『公益社団法人』の名称を用いる必要がございますため、移行後の法人名を『公益社団法人全国市有物件災害共済会』と称することといたします。

続きまして、大きな 2 点目として、公益認定基準への適合要件への対応でございます。

(1) は定款の変更の案に係る適合要件への対応であります。これは関係法令に適合させたものを、この後の議案におきましてお諮り申し上げます。

(2)は公益法人認定法第5条各号に掲げる基準への適合要件への対応でございます。要件は16の基準が規定されておりますが、本会におきまして、関連する6つの項目に整理し、整理後の適合要件に対する本会の対応方針を掲げています。

①の『本会の主たる目的、公益目的事業の事業比率等』につきましては、5つの公益目的事業と2つの収益事業に区分した上で、公益目的事業の50%以上を達成する等により要件に適合してまいります。

②の『公益目的事業の収支相償、収益事業を実施する場合の適合要件』につきましては、先程申し上げた公益目的事業を、会計上ひとつに集約する等により、収支相償を満たしてまいります。また、収益事業のうち、日本都市センター会館事業につきましては、現在、財団法人日本都市センターへ委託して運営しておりますが、経営改善の観点から経費等の圧縮を図るため、本会が直接運営することといたします。加えて、現在の『道路賠償責任保険取扱事業』と『自動車賠償責任保険代理店業務』は統合した上で、収益事業としての安定化を図ってまいります。

③の『経理的基礎等、会計監査人の設置、遊休財産額の保有制限』につきましては、財産の管理・運用は、定款で理事会の権限として明確化すること、公益法人改革に造詣の深い監査法人を会計監査人に選任することといたします。また、遊休財産額の保有制限につきましては公認会計士におきまして要件を満たしていることを確認いたしております。

④の『監事及び理事の報酬基準』につきましては、適合要件に合致する基準といたしましたものを、この後の議案でお諮りしてまいります。

⑤の『定款規定事項』につきましては、定款の変更の案で明確に規定し、⑥の『その他』につきましては、適合要件で求める禁止事項等に該当はしていないことを明確にいたしております。

(3)の移行認定申請時期につきましては、本日の通常総会及び後日開催を予定いたしております臨時理事会におきまして、移行認定申請に必要な事項を決定し、その後行政庁に申請いたします。

(4)の認定を受けた場合の移行時期は平成24年4月1日に移行登記をおこなう予定といたしておりますが、内閣府の審査次第で変更が必要な場合が生じます。

(5)の申請先の行政庁につきましては、本会の事業は全国で実施いたしますことから、内閣総理大臣、具体的には内閣府に申請することになります。

(参考)につきましては、移行認定のための申請書類を記載いたしておりますが、ただ今の、対応方針等に基づき移行認定申請書その他の書類を整えた上で移行申請を行ってまいります。

最後に、〈その他〉として記載いたしておりますが、公益社団法人への移行認定は、最終的には行政庁において判断されます。

また、審査の過程におきまして、移行認定申請後、行政庁から提出書類の補正が求められた場合、補正内容によっては、理事会・総会に諮る必要が生じる場合がございますので、あらかじめ、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

以上、議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。何卒、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。」と提案説明。

平松議長は、「ただ今説明した『公益社団法人への移行認定申請』について、質疑、意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は、「質疑等がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が3票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第20条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、平松議長は、議案第5号「公益社団法人移行認定申請における定款の変更の案について」を上程し、常務理事の説明を求めた。

---

#### 議案第5号 公益社団法人移行認定申請における定款変更の案について

---

岡本常務理事は、議案第5号について、次のように説明した。

それでは、議案第5号『公益社団法人移行認定申請における定款の変更の案』につきまして、ご説明申し上げます。

昨年12月の臨時理事会におきまして、移行後の定款案を草案として決定後、本会として会員の皆様にご意見を求めますとともに、内閣府公益認定等委員会事務局での窓口相談時の意見を踏まえ、公益法人制度改革に造詣の深い弁護士や公認会計士の助言を得て、さらに精査を行い、本日、移行認定申請に係る定款の変更の案としてご提案いたします。

まず、『1定款案の概要』の、(1)総則等をご説明いたします。

本会の目的につきまして、『住民福祉の向上に寄与する』という表現を加える等、公益性をより強調したものといたしております。また、本会の事業につ

へ  
書類  
必要  
い申  
しく  
つ  
は、  
を求め  
書面に  
が賛  
から、  
定款の  
—  
いて  
—  
の変更  
決定後、  
委員会  
弁護士  
係る定  
!を加え  
業につ

きましては、第4号議案に基づき5つの公益目的事業と2つの収益事業に区分いたしております。さらに、会員の得喪に関する事項を定めておりますが、入会或いは退会の要件につきましては公益認定基準に抵触するような不当な取り扱いや手続きは規定いたしていないことを念のため申し上げます。

次に、(2)総会及び理事会をご説明申し上げます。

公益社団法人への移行後の総会並びに理事会の権限につきましては、関係法令に基づき、それぞれの権限を定めております。

例えば、現行定款では総会決議事項でございました、事業計画や予算に関する事項が、理事会権限になりますとともに、理事会が業務執行にかかる決定機関となります等、理事会の権限が大きくなったことに伴いまして、必要な変更を行っております。

また、理事会の運営に関しましては、原則年4回開催すべきところ、関係法令に基づく特例措置を適用し、通常理事会の毎事業年度2回とし、後ほど申し上げます理事の定数の削減とともに、理事会がより機能しやすいようにいたしております。

その他、総会並びに理事会開催時における周知時期や普通決議要件や特別決議要件等、法令に基づく必要事項を定めております。

続きまして、(3)役員等を、ご説明いたします。

公益社団法人への移行後は、理事会への理事ご本人の出席及び議決権行使が求められますことや、監事の職務権限が重くなりますこと等から、役員の数や選任方法を変更することといたします。

まず、理事につきましては、現行定数であります25人以上41人以下を、定款案(草案)では15名以上25人以下といたしておりましたが、理事会がより機能しやすいよう、さらに削減し、13名以上21名以下といたしました。

また、会員から選任される理事に関しましては、現行の市長のみならず副市長の方などからの選任も可能とすることといたします。

監事につきましては、定数を現行の1人以上4人以下から1人以上3人以下に見直しますとともに、現在の会員市長からの選任を、弁護士等、学識経験者から選任することに変更いたします。

また、公益社団法人への移行後は、業務執行機関として代表理事を設置、選任する必要がございます。

代表理事の定数につきましては3名以内とし、それぞれ理事長、理事長職務

代理者及び常務理事とすることといたしております。

代表理事は全員が代表権を有しており、対外的には代表理事が連帯して責任を負うことになっておりますが、内部的委任の見地から、代表理事 3 名のそれぞれの役職を定めた上で、具体的な職務は理事会で定めてまいります。

次に、(4) 資産及び会計をご説明いたします。

会計につきましては、事業計画・予算、事業報告・決算に関する事項、財産管理及び運用の権限に関する事項に関しまして、法令に基づき必要な規定整備をいたしております。

次に、(5) 定款の変更及び解散を、ご説明いたします。

定款の変更及び解散の手続き要件について定めております。このうち定款の変更につきましては、現行では、総会で会員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の同意で成立することとなっておりますが、法令に基づく定款の規定により、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により成立するよう、特別決議要件の変更をいたしております。

次に、(6) その他を、ご説明いたします。

任意機関として『委員会』の設置、及び事務局の設置及び職務について定めまるとともに、法令に基づき公告の方法について定めております。

なお、公益社団法人への移行後は、業務執行に関する決定権限が理事会、執行権限が代表理事に集中いたしますことから、現行定款における支部及び支部長の定めを削除し、支部を廃止することいたします。

なお、これまで支部長市が果たしてこられた役割を踏まえ、先程ご説明申し上げました、任意機関としての『委員会』により、本会の事業運営を幅広い見地から推進する仕組みを構築してまいります。

次に、(7) 附則につきましてご説明いたします。

本会では、公益社団法人移行と同時に総会並びに理事会を開催できないことから、移行後、最初の理事、監事、代表理事及び会計監査人の就任予定者を、次期通常総会までにあらかじめ選任する必要がございますので、附則におきまして、これら役員等の就任予定者を定めております。

なお、この定款案の附則に掲載しています移行後最初の理事、監事につきましては、移行の登記を停止条件とした停止条件付のものとなっておりますので、その点をご留意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

また、移行認定申請の後、相当の審査期間が見込まれますことから、その間

に理事の就任予定者が、何らかの事情により就任できなくなり、その結果、移行後最初の理事数が定数の下限に満たないという事態を避けるため、あらかじめ理事補欠者も定めることとし、附則で当該予定者の氏名を記載いたします。

なお、公益社団法人移行後の最初の監事につきましては、移行後の法人運営に係る業務監査能力の識見を有しておられる弁護士を、会計監査人につきましては、所属する会計監査人全員が公益法人制度改革に造詣の深い監査法人を推薦しております旨を申し上げます。

最後に、この定款案につきましては、行政庁から補正が求められた場合で、その補正が軽微なときは理事長に一任することといたしますが、行政庁との協議の上、再度総会決議が必要となる場合がございますので、その旨、あらかじめご理解をお願い申し上げます。

以上で、議案第 5 号のご説明を終わります。何卒、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。」と提案説明。

平松議長は、「ただ今説明した議案第 5 号『公益社団法人移行認定申請における定款の変更の案』は、出席者の 4 分 3 以上の賛成が必要な特別決議である。質疑、意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は、「質疑等がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が 3 票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第 41 条の規定による出席者の 4 分 3 以上を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、平松議長は、議案第 6 号「公益社団法人移行認定申請に伴う『役員の報酬等及び費用に関する基準案の制定』について」を上程し、常務理事の説明を求めた。

---

議案第 6 号 公益社団法人移行認定申請に伴う役員の報酬等及び費用に関する基準案の制定について

---

岡本常務理事は、議案第 6 号について、次のように説明した。

「それでは、議案第 6 号『公益社団法人移行認定申請に伴う「役員の報酬等及び費用に関する基準案の制定」について』につきまして、ご説明申し上げます。

す。

公益社団法人移行後の理事及び監事の報酬基準につきましては、関係法令により定款で直接定めるか、定款で総会決議により定めることとなっており、本会では定款の変更の案におきまして、総会決議で定めることといたしたいと存じます。

また、公益法人認定法施行規則によりまして、総会で定めるべき基準につきましては、理事と監事の役職区分、常勤と非常勤の勤務形態の区分、報酬と賞与の区分、支給方法等を具体的に定めるものとされております。

さらに、報酬の水準につきましては、民間事業者の役員の報酬等や法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないことが客観的に示すことができるよう、総会でその上限を定めることが求められております。

加えて、この基準につきましては、関係法令に基づき公表することが義務づけられております。

これらに基づき、関係法令への適合を図りますため、公益法人制度改革に造詣の深い弁護士及び公認会計士の助言を踏まえて、本日の案として定めたものでございます。

とりわけ、報酬の水準につきましては、理事の年間総報酬を1,000万円以内、そのうち常勤の理事は年間900万円以内、非常勤の学識経験者理事は日額3万円以内、監事の年間総報酬は195万円以内とし、監事一人あたりは年間65万円以内としており、公益法人認定法施行規則の趣旨に適合いたしております。また、会員から選任された理事につきましては、定款の変更の案で現行と同様、無報酬としております。

なお、個々の理事及び監事の報酬額につきましては、この基準で定める上限の範囲内で理事会又は監事の協議によって定めることとなります。

最後に、この基準につきましては、行政庁から補正が求められた場合で、その補正が軽微なときは理事長に一任することといたしますが、行政庁との協議の上、再度総会決議が必要となる場合がございますので、その旨、あらかじめご理解をお願い申し上げます。

以上で、議案第6号のご説明を終わります。何卒、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。」と提案説明。

平松議長は、「ただ今説明した『公益社団法人移行認定申請に伴う「役員の報酬等及び費用に関する基準案の制定」について』について、質疑、意見はな

に  
本  
存  
き  
賞  
経  
的  
す。  
づ

いか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は、「質疑等がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が3票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第20条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、平松議長は、議案第7号『公益社団法人移行認定申請に伴う「総会運営基準(案)の制定」について』を上程し、常務理事の説明を求めた。

---

議案第7号 公益社団法人移行認定申請に伴う総会運営基準(案)の制定  
について

---

に  
造  
の  
内、  
3万  
万円  
、ま  
様、  
上限  
、そ  
協議  
はじめ  
ますよ  
と員の  
はな

岡本常務理事は、議案第7号について、次のように説明した。

「それでは、議案第7号『公益社団法人移行認定申請に伴う「総会運営基準(案)の制定」について』につきまして、ご説明申し上げます。

この総会運営基準につきましては、公益社団法人移行後におけます、法人のガバナンスの確保という観点から、公益法人制度改革に造詣の深い弁護士の助言を踏まえて、本日の案として定めたものでございます。

総会運営基準案の主な内容につきましては、第2条で、公益社団法人移行後におきまして、総会を開催するためには、あらかじめ理事会の決議によって、総会の日程、場所、目的その他法令で規定する事項を定める必要がありますことから、その具体的手続きに関する事項、第4条で、総会の議決権を有する会員を、総会を開催するための理事会の前日までに入会した会員とする事項、第6条で、総会における会員の権利行使を行うための、具体的手続きに関する事項、第17条で、出席した議決権の数の取り扱いにつきまして、当日会場に出席した議決権数、書面による議決権行使数、電磁的方法による議決権行使数等の合計を出席した議決権の数とする事項等がございいます。

最後に、この基準につきましては、行政庁から補正が求められた場合で、その補正が軽微なときは理事長に一任することといたしますが、行政庁との協議の上、再度総会決議が必要となる場合がございますので、その旨、あらかじめご理解をお願い申し上げます。



以上で、議案第 7 号のご説明を終わります。何卒、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。」と提案説明。

平松議長は、「ただ今説明した『公益社団法人移行認定申請に伴う「総会運営基準(案)の制定」について』について、質疑、意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は、「質疑等がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が 3 票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第 20 条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、平松議長は、議案第 8 号「公益社団法人移行認定申請に伴う『防災専門図書館規程』の廃止について」及び議案第 9 号「公益社団法人移行認定申請に伴う『支部宿泊施設助成基準』の廃止について」を一括上程し、常務理事の説明を求めた。

---

議案第 8 号 公益社団法人移行認定申請に伴う防災専門図書館規程の廃止について

議案第 9 号 公益社団法人移行認定申請に伴う支部宿泊施設助成基準の廃止について

---

岡本常務理事は、上程された 2 件の議案について、大要次のように説明した。

「それでは、議案第 8 号『公益社団法人移行認定申請に伴う「防災専門図書館規程の廃止」について』につきまして、ご説明申し上げます。

『防災専門図書館規程』につきましては、昭和 31 年に本会におきまして防災専門図書館を設置するために、同年 5 月の通常総会で制定いたしました。

しかしながら、公益社団法人移行後につきましては、理事会が業務執行決定機関になり、移行後の『防災専門図書館』につきましては、理事会において必要な規程を制定した上で運営することになりますため、形式上、総会決議で定めている現在の規程を、公益社団法人移行の登記の日をもって廃止することといたします。

続きまして、議案第 9 号『公益社団法人移行認定申請に伴う「支部宿泊施設助成基準」の廃止について』につきまして、ご説明申し上げます。

この基準は、昭和44年6月の通常総会におきまして、本会支部所在地等が、管内の会員市職員のために宿泊施設の新築等を行う際に、理事会の議決を経て助成する旨を定めたものでございます。

しかしながら、本基準に基づく助成は、会員市職員の利益を図るものでございますことから公益目的事業として適合せず、また、利用実績も制定した翌年度から3年間、件数も4件ということで、存続する意義がないため、本日をもって廃止することといたします。

以上で、議案第8号及び議案第9号のご説明を終わります。何卒、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。」と提案説明。

平松議長は、「ただ今説明した『公益社団法人移行認定申請に伴う「防災専門図書館規程」の廃止について』及び『公益社団法人移行認定申請に伴う「支部宿泊施設助成基準」の廃止について』について、質疑又は意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、まず議案第8号について、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が3票、議長自ら賛成の意を表すため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第20条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

続いて、議案第9号について、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が3票、議長自ら賛成の意を表すため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第20条の規定による出席者の過半数を得たことから、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

平松議長は、引続き議案第10号「次期役員を選任について」を上程した。

---

#### 議案第10号 次期役員を選任について

---

平松議長は、「現在の理事及び監事は、本日をもって任期が満了となりますので、新たに選任を行うものです。

選任の方法については、これまで、会員からの動議を得て、その方法を決定してきたが、本日は、多数議案があり、迅速な議事を執り行うため、従来とは

異なるが、あらかじめ理事会において、役員候補者を決定し、総会において直接、ご選任いただく旨を、お諮りすることとした。

今回の理事及び監事の選任については、この理事会決定による『役員候補者名簿』をもって議長提案により、直ちに総会で選任することをお諮りしたい。」と選任方法について説明し、「このことについて、異議はないか」と尋ねたが、異議はなく、引き続き、議長は「直ちにこの場で選任します。候補者は『役員候補者名簿』のとおり、理事は、札幌市長上田文雄さん外 40 名、監事は、掛川市長松井三郎さん外 3 名です。

(役員候補者名簿別紙参照)

いずれも各支部からの推薦に基づくものであり、また、理事・監事の候補者数については、現行定款の理事・監事の定数の上限の範囲内であることから、この場で、一括して採決してよいか」と議案及び採決方法を説明し、「採決方法について、異議はないか」と尋ねたが、異議はなく、議長は、「異議がないので、挙手による採決を行う。」と諮り、賛成者に挙手を求めた。

その結果、「本件については、会場出席者のほぼ全員が賛成に挙手、書面による賛成が 3 票、議長自ら賛成の意を表するため、議長委任による出席者が賛成票となり、賛成票が定款第 20 条の規定による出席者の過半数を得たことから、役員候補者名簿のとおり、それぞれ理事又は監事に決定する。」と宣言。

平松議長は、「以上で本日会議の案件は全て議了した。引き続き、ただ今選任されました理事及び監事の皆様におかれましては、理事長の互選、その他案件の審議を行うため、3 階『コスモスホールA』において臨時理事会を開催いたしますので直ちに 3 階『コスモスホールA』にご参集されたい。」と告げ、長時間にわたる審議を謝し、午後 3 時 1 分閉会を宣言した。

社団法人 全国市有物件災害共済会  
第 63 回通常総会



議 長

理 事 長  
理 事

平松邦夫



議事録署名者

理 事

阿部孝夫



